



# 18歳は大人です!

## ～ご存じですか? 成年年齢引き下げ～



4月1日から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。

成年になると、保護者の同意なしに契約などができるようになり、これまで保護者の同意を得ずに契約した場合、契約を取り消すことができる、「未成年者取消権」が認められていた18

歳、19歳の人は「未成年者取消権」が認められなくなりました。「18歳から大人」として行動できるよう、さまざまな契約や各種トラブルへの対応方法などを知りましょう。

契約関係で困ったときは、消費生活センターに相談しましょう。

### 成年年齢引き下げのポイント

#### 引き下げにより変わったこと

##### 18歳から1人で契約\*できる!!

\*契約とは法的な拘束力を持つ約束のことで、「申し込み」の意思表示と、それに対する「承諾」の意思表示が合致することで成立します

- ・ローンを組んで車を購入する
- ・クレジットカードを作成する
- ・1人暮らしのためのアパートを借りる
- ・自分名義でスマートフォンを契約する



#### 引き下げで変わらないこと (これまでどおり20歳から)

- ・飲酒や喫煙
- ・公営ギャンブル
- ・国民年金加入義務の発生



#### 契約以外にも...

- ・裁判員に選ばれるようになる
- ・有効期間が10年のパスポートの取得ができる
- ・性同一性障害の人の性別変更の申し立てができる
- ・公認会計士や司法書士などの資格が取得できる
- ・女性が結婚できる年齢となった(16歳から18歳に引き上げられた)

10年



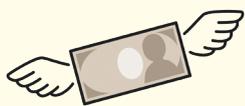
18歳

### 18歳と19歳に特に気を付けてほしい消費者トラブル10選

出典：国民生活センター

全国の消費生活センターなどに寄せられた相談などから、特に気を付けて、慎重に契約時に確認した方がよいサービスなどを挙げています。

①副業・情報商材やマルチなどの「もうけ話」



②エステなどの「美容関連」



③健康食品や化粧品などの「定期購入」



④誇大な広告や知り合った相手からの勧誘などの「SNSきっかけ」



⑤出会い系サイトやマッチングアプリの「出会い系」



⑥デート商法などの「恋愛感情の利用」



⑦就活・オーディション商法などの「仕事関連」



⑧貸貸・電力などの「新生活関連」



⑨消費者金融などの「借金・クレジットカード」



⑩スマホ・インターネットの「通信契約」



**STOP! 安易な契約!**

- ・簡単に儲かる・稼げるうまい話はありません!! 「契約しない」とはっきり断りましょう
- ・借金をしてまで契約しない! クレジットカード・リボ払い・学生ローンは借金になります

# 特に気を付けたい「定期購入」

通信販売で、お得にお試し感覚で注文したつもりでも、実際には、複数回の購入が条件となる「定期購入契約」を結んでしまったという未成年者からの相談が増えています。

## 事例

除毛クリームが300円という広告を見て、お試しのつもりで注文し商品が届いた。3週間後にまた同じ商品が届き、5,000円の請求書が入っていた。業者には、「2回目以降5,000円で、4回の購入が条件の定期コースである。お試しを含め4回の購入代金15,300円を払った後でないと解約できない」と言われた。定期購入とは知らなかったと伝えたが、「販売サイトに記載している」と言われた。(18歳 女性)



令和4年3月31日まで

契約時には**18歳(未成年)**であり、保護者の同意がなく購入していたことがわかり、契約の取り消しができました。

### ！注意！

未成年の場合でも、小遣いの範囲の少額な契約、結婚をしている人が行った契約、「成人である・法定代理人の同意がある」と嘘をついたりした場合などは、取り消しできません。

令和4年4月1日から

**18歳は成年**のため、未成年者取消が認められず契約を取り消すことができません。

通信販売には、クーリング・オフ制度(契約書面を受け取ってから一定の期間内であれば、無条件で契約の解除ができる制度)はありません。返品できるかどうかは、特約があれば、特約に従います。

注文確定ボタンを押す前に！

## 定期購入契約前のチェックリスト

契約してから「こんなはずじゃなかった！」と後悔しないために！「定期購入かもしれない」「簡単に解約できないかもしれない」ことを念頭に置き、最終確認画面をしっかりチェックしましょう！  
右のチェックリストをご活用ください！



### 「最終確認画面」のチェックリスト

- 定期購入が条件になっていませんか？
- (定期購入が条件になっている場合、) 継続期間や購入回数が決められていませんか？
- 支払うことになる総額はいくらですか？
- 解約の際の連絡手段を確認しましたか？
- 「解約・返品できるか」「解約・返品できる際の条件」(返品特約)、解約条件を確認しましたか？
- 「最終画面」をスクリーンショットで保存しましたか？
- ※未成年者の場合は以下もチェック!!**
- 販売サイトに「法定代理人の同意を得ている」のチェック欄があった際は、保護者などの同意を得てチェックを入れていますか？
- 年齢や生年月日を成人であると偽らず、正確に入力して申し込んでいますか？



## くらしに生かす消費生活通信講座

4月1日からの成年年齢引き下げに伴い、これから成人になる人やその保護者に知っておいてほしいさまざまな契約や各種トラブルへの対応方法を取り上げ、成年年齢引き下げについて学ぶことができる通信講座です。

「18歳から大人」として行動できるよう、さまざまな契約や各種トラブルへの対応方法などを学びましょう。

**【実施期間】** 10月31日(月)まで  
最後まで問題を解いた市民には缶バッジなどをプレゼント

<https://www.city.joyo.kyoto.jp/0000007725.html>



通信講座の問題はこちらから

## 城陽市消費生活センター

城陽市役所本庁舎2階 商工観光課内

<窓口相談時間>

平日 9:00~12:00 13:00~16:00

☎(56)4052または

☎188(最寄りの消費生活センターにつながります)

<https://www.city.joyo.kyoto.jp/shouhi/>

広報じょうようの毎月15日号には、くらしの中で遭いやすいトラブルなどを取り上げた『くらしの110番』を掲載しています。ぜひご覧ください。



消費生活センターHP

**NEW**

消費生活デジタル知恵袋

消費生活に関するパネルを市ホームページでご覧いただけます  
<https://www.city.joyo.kyoto.jp/0000007895.html>

